

一 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府令第三十九号}大蔵省令第三十九号）

改正案

現行

（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）
 第一条 銀行法（以下「法」という。）第二十六条第二項の内閣府令
 ・財務省令で定める銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二條の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）
 第一条 銀行法（以下「法」という。）第二十六条第二項の内閣府令
 ・財務省令で定める銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分		非対象区分	
		海外営業拠点を有する銀行 国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に	海外営業拠点を有しない銀行 国内基準に係る単体自己資本比率 四パーセント以上
命令			

	第一区分
<p>一 定める範囲 一 単体普通株式等Tier 1比率 四・五パーセント以上</p> <p>二 単体Tier 1比率 六パーセント以上</p> <p>三 単体総自己資本比率 八パーセント以上</p>	<p>国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 単体普通株式</p>
	<p>国内基準に係る単体自己資本比率</p> <p>二パーセント以上四パーセント未満</p>
	<p>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実</p>

	<p>式等Tier 1比率 二・ 二五パーセン ト以上四・五 パーセント未 満</p> <p>二 単体Tier r1比率 三 パーセント以 上六パーセン ト未満</p> <p>三 単体総自己 資本比率 四 パーセント以 上八パーセン ト未満</p>	<p>国内基準に係る 単体自己資本比 率</p> <p>一パーセント以 上二パーセント 未満</p>	<p>行の命令</p> <p>次の各号に掲げる 自己資本の充実に 資する措置に係る 命令</p> <p>一 資本の増強に 係る合理的と認</p>
第二区分	<p>国際統一基準に 係る単体自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に</p>		

定める範囲	一 単体普通株式等Tier 1比率 一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	二 単体Tier 1比率 一・五パーセント以上三パーセント未満	三 単体総自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満
-------	--	---------------------------------	------------------------------

められる計画の提出及びその実行	二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制	三 総資産の圧縮又は増加の抑制	四 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制	五 一部の営業所における業務の縮小	六 本店を除く一部の営業所の廃止	七 法第十条第二
-----------------	-----------------------	-----------------	---	-------------------	------------------	----------

	二 第二区分の
	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に
	国内基準に係る単体自己資本比率 ○パーセント以上パーセント未満
<p>項各号に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務、法第十一条の規定により営む業務又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）その他の法律により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止</p> <p>八 その他金融庁長官が必要と認める措置</p>	<p>自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係</p>

<p>第三区分</p>	
<p>国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応</p>	<p>定める範囲</p> <p>一 単体普通株式等Tier 1比率 ○パーセント以上一・一三パーセント未満</p> <p>二 単体Tier 1比率 ○パーセント以上一・五パーセント未満</p> <p>三 単体総自己資本比率 ○パーセント以上二パーセント未満</p>
<p>国内基準に係る単体自己資本比率</p> <p>○パーセント未満</p>	
<p>業務の全部又は一部の停止の命令</p>	<p>る措置を実施することの命令</p>

		自己資本の充実の状況に係る区分	命 令
有する銀行	海外営業拠点を有しない銀行		

一 単体自己資本比率（第七項に規定する単体自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

（新設）

<p>一 単体普通株式等Tier 1比率 ○パーセント未満</p> <p>二 単体Tier 1比率 ○パーセント未満</p> <p>三 単体総自己資本比率 ○パーセント未満</p>	<p>じ、当該各号に定める範囲</p>
--	---------------------

第一区分		非対象区分
国際統一基準に	上 パーセント以 資本比率 八 ハ 単体総自己 上 パーセント以 r1比率 六 ロ 単体Tier 以上 五パーセント 以上 四・ 式等Tier イ 単体普通株 に定める範囲 該イから八まで 区分に応じ、当 に掲げる比率の のイから八まで 本比率のうち次 係る単体自己資 国際統一基準に	国際統一基準に
国内基準に係る		国内基準に係る
経営の健全性を確		率 単体自己資本比 四パーセント以 上

係る単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲	単体自己資本比率	保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
イ 単体普通株式等Tier 1比率 二・二五パーセント以上四・五パーセント未満	二パーセント以上四パーセント未満	
ロ 単体Tier 1比率 三パーセント以上六パーセント未満		
ハ 単体総自己資本比率 四パーセント以上八パーセント		

	第二区分	ト未滿	
	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲に定める範囲 イ 単体普通株式等Tier 1比率 一・一三パーセント以上二・二五パーセント未滿 ロ 単体Tier 1比率 一・五パーセント以上三パーセント未滿 ハ 単体総自己	国内基準に係る単体自己資本比率 一パーセント以上二パーセント未滿	次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令（海外営業拠点を有する銀行にあつてはロに掲げる命令を除く。） イ 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ロ 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 ハ 総資産の圧縮又は増加の抑制 ニ 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる

資本比率 二
パーセント以
上四パーセン
ト未滿

条件による預金
又は定期積金等
の受入れの禁止
又は抑制

ホ 一部の営業所
における業務の
縮小

ヘ 本店を除く一
部の営業所の廃
止

ト 法第十条第二
項各号に掲げる
業務その他の銀
行業に付随する
業務、法第十一
条の規定により
営む業務又は担
保付社債信託法
(明治三十八年
法律第五十二号
)その他の法律
により営む業務
の縮小又は新規

	<p>第二区分の</p>	<p>国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲に定める範囲にイ 単体普通株式等Tier 1比率 ○パーセント以上 ロ 単体Tier 1比率 ○パーセント以上 一・一三パーセント未満</p>	<p>国内基準に係る単体自己資本比率 ○パーセント以上 一パーセント未満</p>	<p>二</p>	<p>国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲にイ 単体普通株式等Tier 1比率 ○パーセント以上 ロ 単体Tier 1比率 ○パーセント以上 一・一三パーセント未満</p>	<p>国内基準に係る単体自己資本比率 ○パーセント以上 一パーセント未満</p>	<p>自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令</p>	<p>の取扱いの禁止 チ その他金融庁長官が必要と認める措置</p>
--	--------------	---	--	----------	---	--	--	--

	ハ 単体総自己 資本比率 ○ パーセント以 上二パーセン ト未満
第三区分	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率のうち次 のイからハまで に掲げる比率の 区分に応じ、当 該イからハまで に定める範囲 イ 単体普通株 式等Tier 1比率 ○パ ーセント未満 ロ 単体Tier 1比率 ○ パーセント未 満
	国内基準に係る 単体自己資本比 率 ○パーセント未 満
	業務の全部又は一 部の停止の命令

	ハ 単体総自己 資本比率 ○ パーセント未 満	
自己資本の充実に係 る区分	資本バツフ アー非対象 区分 単体資本バツフ アー比率が最低 単体資本バツフ アー比率以上で ある場合	命 令 社外流出制限計画（社外流出額の 制限に係る内容（調整税引後利益 の六十パーセントの額から、その 事業年度において既に支出した社 外流出額を控除した額（当該額が 零を下回る場合には、零とする。 ）を上限として社外流出額を制限

二 第八項に規定する単体資本バツフアー比率を指標とする区分

（新設）

分 アー第三区 資本バツフ	分 アー第二区 資本バツフ	
単体資本バツフ アー比率が最低 単体資本バツフ アー比率の四分	単体資本バツフ アー比率が最低 単体資本バツフ アー比率の二分 の一の比率以上 最低単体資本バ ツフアー比率の 四分の三の比率 未満である場合	満である場合
社外流出制限計画（社外流出額の 制限に係る内容（調整税引後利益 の二十パーセントの額から、その 事業年度において既に支出した社	行の命令 いう。）の提出の求め及びその実 の合理的と認められる改善計画を 本バツフアー比率を回復するため する内容をいう。）を含む単体資 ）を上限として社外流出額を制限 零を下回る場合には、零とする。 外流出額を控除した額（当該額が 事業年度において既に支出した社 の四十パーセントの額から、その 制限に係る内容（調整税引後利益 社外流出制限計画（社外流出額の	する内容をいう。）を含む単体資 本バツフアー比率を回復するため の合理的と認められる改善計画を いう。）の提出の求め及びその実 行の命令

	の一の比率以上 最低単体資本バ ツフアー比率の 二分の一の比率 未満である場合	外流出額を控除した額（当該額が 零を下回る場合には、零とする。 ）を上限として社外流出額を制限 する内容をいう。）を含む単体資 本バツフアー比率を回復するため の合理的と認められる改善計画を いう。）の提出の求め及びその実 行の命令
資本バツフ アー第四区 分	単体資本バツフ アー比率が最低 単体資本バツフ アー比率の四分 の一の比率未満 である場合	社外流出制限計画（社外流出額を 零に制限する内容を含む単体資本 バツフアー比率を回復するための 合理的と認められる改善計画をい う。）の提出の求め及びその実行 の命令

2 法第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二条の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

2 法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

	海外営業拠点を 有する銀行及び その子会社等	海外営業拠点を 有しない銀行及 びその子会社等	命 令
非対象区分	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲	国内基準に係る 連結自己資本比 率	
一 連結普通株 式等Tier 1比率 四・ 五パーセント 以上	二 連結Tier 1比率 六 パーセント以 上	三 連結総自己 資本比率 四 パーセント以 上	

	<p>第一区分</p>	<p>資本比率 八 上 パーセント以</p>	<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通株式等Tier 1比率 二・二五パーセント以上四・五パーセント未満</p> <p>二 連結Tier 1比率 三パーセント以上六パーセント未満</p>	
	<p>国内基準に係る連結自己資本比率</p> <p>二パーセント以上四パーセント未満</p>		<p>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令</p>	

第二区分	
<p>三 連結総自己資本比率 四 パーセント以上八パーセント未満</p>	<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通株式等Tier 1比率 一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満</p> <p>二 連結Tier 1比率 一・五パーセント</p>
<p>国内基準に係る連結自己資本比率 一パーセント以上二パーセント未満</p>	<p>次各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>一 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</p> <p>二 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制</p> <p>三 総資産の圧縮又は増加の抑制</p> <p>四 取引の通常条件に照らして不利益を被るも</p>

ト以上三パー
セント未満
三 連結総自己
資本比率 二
パーセント以
上四パーセン
ト未満

のと認められる
条件による預金
又は定期積金等
の受入れの禁止
又は抑制
五 一部の営業所
における業務の
縮小
六 本店を除く一
部の営業所の廃
止
七 子会社等の業
務の縮小
八 子会社等の株
式又は持分の処
分
九 法第十条第二
項各号に掲げる
業務その他の銀
行業に付随する
業務、法第十一
条の規定により
営む業務又は担

	<p>二 第二区分の</p>		<p>十 保付社債信託法 その他の法律に より銀行が営む 業務の縮小又は 新規の取扱いの 禁止 十一 その他金融庁 長官が必要と認 める措置</p>
	<p>国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲</p>	<p>国内基準に係る 連結自己資本比 率 ○パーセント以 上 一パーセント 未満</p>	<p>自己資本の充実、 大幅な業務の縮小 、合併又は銀行業 の廃止等の措置の いずれかを選択し た上当該選択に係 る措置を実施する ことの命令</p>
<p>一 連結普通株 式等Tier 1比率 ○パ ーセント以上 一・一三パー セント未満</p>			

	第三区分
<p>二 連結Tier 1比率 ○パーセント以上・五パーセント未満</p> <p>三 連結総自己資本比率 ○パーセント以上二パーセント未満</p>	<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通株式等Tier 1比率 ○パーセント未満</p> <p>二 連結Tier 1比率 ○パーセント未満</p>
	<p>国内基準に係る連結自己資本比率 ○パーセント未満</p>
	<p>業務の全部又は一部の停止の命令</p>

一 第十二項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分		命 令
海外営業拠点を有する銀行及びその子会社等	海外営業拠点を有しない銀行及びその子会社等	
非対象区分 国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまで	国内基準に係る連結自己資本比率 四パーセント以上	

(新設)

r1比率 パーセント未満	三 連結総自己資本比率 パーセント未満	○

第一区分	
<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲</p>	<p>に定める範囲 イ 連結普通株式等Tier 1比率 四・五パーセント以上 ロ 連結Tier 1比率 六パーセント以上 ハ 連結総自己資本比率 八パーセント以上</p>
<p>国内基準に係る連結自己資本比率 ニパーセント以上四パーセント未満</p>	<p>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実</p>

第二区分	
国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の	イ 連結普通株式等Tier 1比率 二・二五パーセント以上四・五パーセント未満 ロ 連結Tier 1比率 三パーセント以上六パーセント未満 ハ 連結総自己資本比率 四パーセント以上八パーセント未満
国内基準に係る連結自己資本比率 一パーセント以上二パーセント	
次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令（海外営業拠点を有する銀行及びその	行の命令

区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲	イ 連結普通株式等Tier 1比率 一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	ロ 連結Tier 1比率 一・五パーセント以上三パーセント未満	ハ 連結自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満
----------------------	--	---------------------------------	-----------------------------

子会社等にあつてはロに掲げる命令を除く。）	イ 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行	ロ 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制	ハ 総資産の圧縮又は増加の抑制	ニ 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制	ホ 一部の営業所における業務の
-----------------------	--------------------------------	-----------------------	-----------------	---	-----------------

又| その他金融庁
| 禁止
| 新規の取扱いの
| 業務の縮小又は
| より銀行が営む
| その他の法律に
| 保付社債信託法
| 営む業務又は担
| 業務、法第十一
| 条の規定により
| 行業に付随する
| 業務その他の銀
| 項各号に掲げる
| 法第十条第二
分| 式又は持分の処
| 子会社等の株
務の縮小
ト| 子会社等の業
止| 務の縮小
へ| 本店を除く一
縮小| 部の営業所の廃

	二 第二区分の	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲	国内基準に係る連結自己資本比率 ○パーセント以上一パーセント未満	長官が必要と認める措置
	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲	国内基準に係る連結自己資本比率 ○パーセント以上一パーセント未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令	
	ハ 連結総自己	国内基準に係る連結自己資本比率 ○パーセント以上一パーセント未満	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令	

	<p>資本比率 ○ パーセント以 上二パーセン ト未満</p>	
<p>第三区分</p>	<p>国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 のイからハまで に掲げる比率の 区分に応じ、当 該イからハまで に定める範囲 イ 連結普通株 式等Tier 1比率 ○パ ーセント未満 ロ 連結Tier 1比率 ○パ ーセント未 満 ハ 連結総自己 資本比率 ○</p>	<p>国内基準に係る 連結自己資本比 率 ○パーセント未 満</p>
		<p>業務の全部又は一 部の停止の命令</p>

満	パーセント未
---	--------

二 第十三項に規定する連結資本バッファー比率を指標とする区分

(新設)

自己資本の充実の状況に係る区分	命 令
資本バッファ 非対象 区分	連結資本バッファ 比率が最低 連結資本バッファ 比率以上で ある場合
資本バッファ 第一区分	連結資本バッファ 比率が最低 連結資本バッファ 比率の四分 の三の比率以上 最低連結資本バ ッファ比率未 満である場合
	社外流出制限計画(社外流出額の制限に係る内容(調整税引後利益の六十パーセントの額から、その連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。))において既に支出した社外流出額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))を上限として社外流出額を制限する内

資本バツフ アー第三区 分	資本バツフ アー第二区 分	
連結資本バツフ アー比率が最低 連結資本バツフ アー比率の四分	連結資本バツフ アー比率が最低 連結資本バツフ アー比率の二分 の一の比率以上 最低連結資本バ ツフアー比率の 四分の三の比率 未満である場合	
社外流出制限計画（社外流出額の 制限に係る内容（調整税引後利益 の二十パーセントの額から、その 連結会計年度において既に支出し	社外流出制限計画（社外流出額の 制限に係る内容（調整税引後利益 の四十パーセントの額から、その 連結会計年度において既に支出し た社外流出額を控除した額（当該 額が零を下回る場合には、零とす る。）を上限として社外流出額を 制限する内容をいう。）を含む連 結資本バツフアー比率を回復する ための合理的と認められる改善計 画をいう。）の提出の求め及びそ の実行の命令	容をいう。）を含む連結資本バツ フアー比率を回復するための合理 的と認められる改善計画をいう。 ）の提出の求め及びその実行の命 令

	<p>の一の比率以上 最低連結資本バ ツフアー比率の 二分の一の比率 未満である場合</p>	<p>た社外流出額を控除した額（当該 額が零を下回る場合には、零とす る。）を上限として社外流出額を 制限する内容をいう。）を含む連 結資本バツフアー比率を回復する ための合理的と認められる改善計 画をいう。）の提出の求め及びそ の実行の命令</p>
<p>資本バツフ アー第四区 分</p>	<p>連結資本バツフ アー比率が最低 連結資本バツフ アー比率の四分 の一の比率未満 である場合</p>	<p>社外流出制限計画（社外流出額を 零に制限する内容を含む連結資本 バツフアー比率を回復するための 合理的と認められる改善計画をい う。）の提出の求め及びその実行 の命令</p>

3 第一項第一号及び前項第一号に掲げる表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十六条の二第二項第七号に掲げる会社（銀行の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

4 第一項第一号及び第二項第一号に掲げる表中「国際統一基準」とは、法第十四条の二各号に掲げる基準（以下この条において「自己資本比率基準」という。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海

3 前二項の表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十六条の二第二項第七号に掲げる会社（銀行の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

4 第一項及び第二項の表中「国際統一基準」とは、法第十四条の二各号に掲げる基準（以下この条において「自己資本比率基準」という。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。

外営業拠点をいう。次項において同じ。)を有する銀行に係るものをいう。

5 第一項第一号及び第二項第一号に掲げる表中「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有しない銀行に係るものをいう。

6 第一項第一号及び第二項第一号に掲げる表中「定期積金等」とは、法第二条第四項に規定する定期積金等をいう。

7 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バッファ比率以外の比率をいい、同表中「単体普通株式等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準(第四項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十二項及び第十三項において同じ。)に係る算式により得られる比率をいう。

8 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

9 第一項第二号に掲げる表中「最低単体資本バッファ比率」とは、法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、単体資本バッファ比率(前項に規定する単体資本バッファ比率をいう。次条第四項において同じ。)について指標となる一定水準の比率

次項において同じ。)を有する銀行に係るものをいう。

5 第一項及び第二項の表中「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有しない銀行に係るものをいう。

6 第一項及び第二項の表中「定期積金等」とは、法第二条第四項に規定する定期積金等をいう。

7 第一項の表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「単体普通株式等Tier 1比率」、「単体Tier 1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準(第四項に規定する国際統一基準をいう。次項において同じ。)に係る算式により得られる比率をいう。

(新設)

(新設)

をいう。

10) 第一項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行における次

に掲げる事由（単体普通株式等Tier1比率（第七項に規定する単体普通株式等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。

）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 剰余金の配当

二 自己株式（銀行が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。第十五項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）及び取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第十五項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）の取得、同法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。第十五項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同法第四百六十一条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。第十五項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）が、同法第四百六十四条第一項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限

（新設）

り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）

三 単体普通株式等Tier1比率に算入できる株式に係る自己新株予約権（銀行が有する自己の新株予約権をいう。）の取得

四 その他Tier1資本調達手段（第七項に規定する単体Tier1比率に算入できる資本調達手段をいい、単体普通株式等Tier1比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

五 当該銀行の役員及び経営上重要な従業員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

六 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

11 第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画（同表各項（資本バッファ―非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

12 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であって、次項に規定する連結資本バッファ―比率

（新設）

8 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Ti

以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

13] 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バツファー比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

14] 第二項第二号に掲げる表中「最低連結資本バツファー比率」とは、法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、連結資本バツファー比率（前項に規定する連結資本バツファー比率をいう。次条第四項において同じ。）について指標となる一定水準の比率をいう。

15] 第二項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行及びその子会社等（当該銀行及びその子会社等の連結自己資本比率（第十二項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり当該銀行の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Tier1比率（第十二項に規定する連結普通株式等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該銀行及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

er1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

（新設）

（新設）

（新設）

-
- 一 剰余金の配当
- 二 自己株式（銀行及びその子会社等（会社に限る。次号において同じ。）が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得、会社法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）
- 三 連結普通株式等T i e r 1比率に算入できる株式に係る自己新株予約権（銀行及びその子会社等有する自己の新株予約権をいう。）の取得
- 四 その他T i e r 1資本調達手段（第十二項に規定する連結T i e r 1比率に算入できる資本調達手段をいい、連結普通株式等T i e r 1比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還
- 五 当該銀行の役員及び経営上重要な従業員並びに当該銀行の子会社等（主要なものに限る。第三条第八項第五号において同じ。）の経営上重要な役員及び従業員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払
-

六 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

16 第二項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制

限計画（同表各項（資本バツファ―非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

第二条 銀行が、その自己資本比率（単体自己資本比率又は連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率を当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当

（新設）

第二条 銀行が、その自己資本比率（前条第七項に規定する単体自己資本比率又は同条第八項に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項又は第二項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率を当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らか

該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項（単体自己資本比率に係る部分に限る。）又は第二項（連結自己資本比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

2 前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一〜三（略）

3 前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分以外の区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年

かになった場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項又は第二項のとおりとする。

2 前条第一項又は第二項の表の第三区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一〜三（略）

3 前条第一項又は第二項の表の第三区分以外の区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年

法律第三十四号)第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四條第四項各号において同じ。)を行った救済金融機関(同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四條第四項第二号において同じ。)又は特定適格性認定等に係る特定合併等(同法第二百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第四條第四項各号において同じ。)を行った特定救済金融機関等(同法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。第四條第四項第二号において同じ。)に該当する場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率又は資本バツファー比率(単体資本バツファー比率又は連結資本バツファー比率をいう。以下この項及び次条において同じ。)以上の資本バツファー比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

5 銀行が預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行である場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、これらの表の非対象区分又は資本バツファー非対象区分に掲げる命令とする。

第二条の二 銀行は、社外流出制限計画(第一条第一項第二号に掲げ

法律第三十四号)第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四條第四項において同じ。)を行った救済金融機関(同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四條第四項第二号において同じ。)又は特定適格性認定等に係る特定合併等(同法第二百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。第四條第四項において同じ。)を行った特定救済金融機関等(同法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。同号において同じ。)に該当する場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項又は第二項の表の区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

5 銀行が預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行である場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項又は第二項の表の区分に応じた命令は、これらの表の非対象区分に掲げる命令とする。

(新設)

る表各項（資本バッファ―非対象区分の項を除く。）命令の欄又は同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バッファ―非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（法第十九条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した資本バッファ―比率に対応する第一条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（これらの表の資本バッファ―非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バッファ―比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該銀行は、業務報告書に記載した資本バッファ―比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バッファ―比率に係る区分に掲げる命令とする。

（銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令）

第三条 法第五十二条の三十三第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で

（銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令）

第三条 法第五十二条の三十三第二項の内閣府令・財務省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

非対象区分 国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一 連結普通株式等Tier 1比率 四・五パーセント	海外営業拠点を有する銀行等の子会社とする銀行持株会社及びその子会社等	海外営業拠点を有する銀行等の子会社としていない銀行持株会社及びその子会社等	命令
	国内基準に係る連結自己資本比率 四パーセント以上		

	<p>以上</p> <p>二 連結Tier 1比率 六パーセント以上</p> <p>三 連結自己資本比率 八パーセント以上</p>	<p>国内基準に係る連結自己資本比率</p> <p>二パーセント以上四パーセント未満</p>	<p>銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令</p>
<p>第一区分</p>	<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通株式等Tier 1比率 二・二五パーセント以上四・五パーセント未満</p>		

	第二区分		
<p>三 連結総自己資本比率 四 パーセント以上八パーセント未満</p>	<p>二 連結Tier 1比率 三 パーセント以上六パーセント未満</p>	<p>国内基準に係る連結自己資本比率</p>	<p>満</p>
<p>一三パーセント</p>	<p>一 連結普通株式等Tier 1比率 一・</p>	<p>一パーセント以上二パーセント未満</p>	<p>次各号に掲げる銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令</p>
<p>一 銀行持株会社及びその子会社等の資本の増強に係る合理的と認められる計画</p>	<p>一 銀行持株会社</p>	<p>一 銀行持株会社及びその子会社等の資本の増強に係る合理的と認められる計画</p>	<p>一 銀行持株会社</p>

<p>二 第二区分の</p>	
<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる</p>	<p>ト以上二・二パーセント未満 二 連結Tier 1比率 一 五パーセント以上三パーセント未満 三 連結自己資本比率 二 パーセント以上四パーセント未満</p>
<p>国内基準に係る連結自己資本比率 ○パーセント以</p>	
<p>銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実、合併又は子会社等（</p>	<p>の提出及びその実行 二 銀行持株会社の配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 三 銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制 四 子会社等（銀行等を除く。）の株式又は持分の処分 五 その他金融庁長官が必要と認める措置</p>

	<p>比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通株式等Tier 1比率 ○パーセント以上</p> <p>一・一三パーセント未満</p> <p>二 連結Tier 1比率 ○パーセント以上一・五パーセント未満</p> <p>三 連結総自己資本比率 ○パーセント以上二パーセント未満</p>	<p>上一パーセント未満</p>	<p>銀行等に限る。）の株式の処分等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令</p>
<p>第三区分</p>	<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次</p>	<p>国内基準に係る連結自己資本比率</p>	<p>子会社等（銀行等に限る。）の株式</p>

自己資本の充実の状況に係る区分		命 令
海外営業拠点を有する銀行等を	海外営業拠点を有する銀行等を	

一 第五項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

(新設)

の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲	一 連結普通株 式等Tier 1比率 ○パ ーセント未満	二 連結Tier 1比率 ○ パーセント未 満	三 連結総自己 資本比率 ○ パーセント未 満	○パーセント未 満
--	---------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	--------------

	子会社とする銀行持株会社及びその子会社等 子会社としていない銀行持株会社及びその子会社等
非対象区分	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲イ 連結普通株式等Tier 1比率 四・五パーセント以上 ロ 連結Tier 1比率 六パーセント以上 ハ 連結自己資本比率
	国内基準に係る連結自己資本比率 四パーセント以上

	<p>第一区分</p>	<p>資本比率 八 パーセント以 上</p>
	<p>国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 のイからハまで に掲げる比率の 区分に応じ、当 該イからハまで に定める範囲 イ 連結普通株 式等Tier 1比率 二・ 二五パーセン ト以上四・五 パーセント未 満 ロ 連結Tier 1比率 三 パーセント以 上六パーセン</p>	<p>国内基準に係る 連結自己資本比 率 二パーセント以 上四パーセン ト未 満</p>
		<p>銀行持株会社及び その子会社等の経 営の健全性を確保 するための合理的 と認められる改善 計画（原則として 資本の増強に係る 措置を含むものと する。）の提出の 求め及びその実行 の命令</p>

		第二区分
ハ	連結総自己資本比率	四パーセント以上八パーセント未満
イ	連結普通株式等Tier 1比率	一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満
ロ	連結Tier	
	国内基準に係る連結自己資本比率	一パーセント以上二パーセント未満
	次に掲げる銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令（海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社にあつてはロに掲げる命令を除く。）	イ 銀行持株会社及びその子会社等の資本の増強に係る合理的と認められる計画

<p>二 第二区分の</p>	
<p>のイからハまで 本比率のうち次 係る連結自己資 本比率のうち次 率</p>	<p>国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 率</p> <p>ハ 連結総自己 資本比率 二 パーセント以 上四パーセン ト未満</p> <p>一 r1比率 ・五パーセン ト以上三パー セント未満</p>
<p>○パーセント以 上</p>	<p>国内基準に係る 連結自己資本比 率</p>
<p>併又は子会社等 (己資本の充実、合 併又は子会社等 の自 銀行持株会社及び その子会社等の自 己資本の充実、合 併又は子会社等)</p>	<p>の提出及びその 実行</p> <p>ロ 銀行持株会社 の配当又は役員 賞与の禁止又は その額の抑制</p> <p>ハ 銀行持株会社 及びその子会社 等の総資産の圧 縮又は増加の抑 制</p> <p>ニ 子会社等（銀 行等を除く。） の株式又は持分 の処分</p> <p>ホ その他金融庁 長官が必要と認 める措置</p>

第三区分	
国際統一基準に係る連結自己資本比	に掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲イ 連結普通株式等Tier 1比率 〇パーセント以上一・一三パーセント未満ロ 連結Tier 1比率 〇パーセント以上一・五パーセント未満ハ 連結総自己資本比率 〇パーセント以上二パーセント未満
国内基準に係る連結自己資本比	銀行等に限り、銀行等の株式の処分等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
子会社等（銀行等に限り。）の株式	銀行等に限り、銀行等の株式の処分等の措置のいずれかを

自己資本の充実の状況に係る区分	第六項に規定する連結資本バッファ―比率を指標とする区分	本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲	イ 連結普通株式等Tier 1比率 ○パーセント未満	ロ 連結Tier 1比率 ○パーセント未満	ハ 連結総自己資本比率 ○パーセント未満	率	の処分
		満	満	満	○パーセント未満		
命令							

(新設)

資本バツフ アー非対象 区分	連結資本バツフアー比率が最低 連結資本バツフアー比率以上で ある場合	社外流出制限計画 (社外流出額の制 限に係る内容(調 整税引後利益の六 十パーセントの額 から、その連結会 計年度において既 に支出した社外流 出額を控除した額 (当該額が零を下 回る場合には、零 とする。)を上 限として社外流出 額を制限する内容を 含む連 結資本バツフアー 比率を回復するた めの合理的と認め
資本バツフ アー第一区 分	連結資本バツフアー比率が最低 連結資本バツフアー比率の四分 の三の比率以上最低連結資本バ ッフアー比率未満である場合	社外流出制限計画 (社外流出額の制 限に係る内容(調 整税引後利益の六 十パーセントの額 から、その連結会 計年度において既 に支出した社外流 出額を控除した額 (当該額が零を下 回る場合には、零 とする。)を上 限として社外流出 額を制限する内容を 含む連 結資本バツフアー 比率を回復するた めの合理的と認め

		<p>られる改善計画を いう。)の提出の 求め及びその実行 の命令</p>
<p>資本バッフ ァー第二区 分</p>	<p>連結資本バッファー比率が最低 連結資本バッファー比率の二分 の一の比率以上最低連結資本バ ッファー比率の四分の三の比率 未満である場合</p>	<p>社外流出制限計画 (社外流出額の制 限に係る内容(調 整税引後利益の四 十パーセントの額 から、その連結会 計年度において既 に支出した社外流 出額を控除した額 (当該額が零を下 回る場合には、零 とする。)を上 限として社外流出 額を制限する内容を 含む。)を含む連 結資本バッファー 比率を回復するた めの合理的と認め</p>

		<p>られる改善計画を いう。)の提出の 求め及びその実行 の命令</p>
<p>資本バツフ ア―第三区 分</p>	<p>連結資本バツフア―比率が最低 連結資本バツフア―比率の四分 の一の比率以上最低連結資本バ ツフア―比率の二分の一の比率 未満である場合</p>	<p>社外流出制限計画 (社外流出額の制 限に係る内容(調 整税引後利益の二 十パーセントの額 から、その連結会 計年度において既 に支出した社外流 出額を控除した額 (当該額が零を下 回る場合には、零 とする。)を上 限として社外流出 額を制限する内容を 含む。)を含む連 結資本バツフア― 比率を回復するた めの合理的と認め</p>

資本バツフ	連結資本バツフ	社外流出制限計画 (社外流出額を零 に制限する内容を 含む連結資本バツ フアー比率を回復 するための合理的 と認められる改善 計画をいう。)の 提出の求め及びそ の命令
分	の一の比率未満である場合	の命令

2 前項第一号に掲げる表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行等の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

3 第一項第一号に掲げる表中「国際統一基準」とは、自己資本比率基準（法第五十二条の二十五に規定する基準をいう。以下同じ。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。次項に

2 前項の表中「海外営業拠点」とは、外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第七号に掲げる会社（銀行等の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

3 第一項の表中「国際統一基準」とは、自己資本比率基準（法第五十二条の二十五に規定する基準をいう。次項及び第五項において同じ。）のうち海外営業拠点（前項に規定する海外営業拠点をいう。

において同じ。)を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものをいう。

4 第一項第一号に掲げる表中「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有する銀行等を子会社としていない銀行持株会社及びその子会社等に係るものをいう。

5 第一項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファー比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準(第三項に規定する国際統一基準をいう。次項において同じ。)に係る算式により得られる比率をいう。

6 第一項第二号に掲げる表中「連結資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

7 第一項第二号に掲げる表中「最低連結資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準に係る算式において、連結資本バッファー比率(前項に規定する連結資本バッファー比率をいう。次条第四項及び第五条において同じ。)について指標となる一定水準の比率をいう。

8 第一項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行持株会社及びその子会社等(当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率(第五項に規定する連結自己資本比率をいう。次条において

次項において同じ。)を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものをいう。

4 第一項の表中「国内基準」とは、自己資本比率基準のうち海外営業拠点を有する銀行等を子会社としていない銀行持株会社及びその子会社等に係るものをいう。

5 第一項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準(第三項に規定する国際統一基準をいう。)に係る算式により得られる比率をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

同じ。)の算出に当たり当該銀行持株会社の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。)における次に掲げる事由(連結普通株式等Tier1比率(第五項に規定する連結普通株式等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。)を減少させるものに限る。)に係る額(当該銀行持株会社及びその子会社等相互間の流出額を除く。)の合計額(特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。)をいう。

一 剰余金の配当

二 自己株式(銀行持株会社及びその子会社等(会社に限る。次号において同じ。))が有する自己の株式をいう。)の取得(取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得、会社法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同項各号(第八号を除く。))に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者が、同項の超過額を支払う義務を負うものとする)の株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。)

三 連結普通株式等Tier1比率に算入できる株式に係る自己新株予約権(銀行持株会社及びその子会社等が有する自己の新株予約権をいう。)の取得

四 その他Tier1資本調達手段(第五項に規定する連結Tier

r 1 比率に算入できる資本調達手段をいい、連結普通株式等 T i e r 1 比率に算入できる資本調達手段を除く。) に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

五 当該銀行持株会社の役員及び経営上重要な従業員並びに当該銀行持株会社の子会社等の経営上重要な役員及び従業員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

六 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

9 第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画(同表各項(資本バッファ―非対象区分の項を除く。))命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。)の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

10 (略)

第四条 銀行持株会社が、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率が当該銀行持株会社及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号に掲げる表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その連結自己

(新設)

6 (略)

7 この条及び次条において「子会社等」とは、法第五十二条の二十
五に規定する子会社等をいう。

第四条 銀行持株会社が、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率(前条第五項に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。)が当該銀行持株会社及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項の表の区分に係る連結自己資本比率

資本比率を当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以下の連結自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る命令は、同項（連結自己資本比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

2 前条第一項第一号に掲げる表の第三区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一（三）（略）

3 前条第一項第一号に掲げる表の第三区分以外の区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して

の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その連結自己資本比率を当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以下の連結自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る命令は、同項のとおりとする。

2 前条第一項の表の第三区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一（三）（略）

3 前条第一項の表の第三区分以外の区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借

記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する前条第一項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率に係る同表の区分又は連結資本バツファー比率以上の連結資本バツファー比率に係る同表の区分に掲げる命令とする。

一・二 (略)

第五条 銀行持株会社は、社外流出制限計画(第三条第一項第二号に掲げる表各項(資本バツファー非対象区分の項を除く。))命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。)の実行に係る連結会計年度に続く連結会計年度において、業務報告書(法第五十二条の二十七第一項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。)に記載した連結資本バツファー比率に対応する同表の自己資本の充実の状況に係る区分(同表の資本バツファー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した連結資本バツファー比率に係る区分」という。)が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該銀行持株会社は、業務報告

対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する前条第一項の表の区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令とする。

一・二 (略)

(新設)

書に記載した連結資本バツファア比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行持株会社について、同表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した連結資本バツファア比率に係る区分に掲げる命令とする。

第六条・第七条 (略)

第五条・第六条 (略)

二 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^総大蔵省令第四十一号）

改正案

現行

（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）
 第三条 法第八十九条第二項及び信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十三条第一項において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり（第二号に掲げる区分にあつては、第三項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会の自己資本の充実の状況に係る区分に係るものに限る。）とする。

（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）
 第三条 法第八十九条第二項及び信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十三条第一項において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

自己資本の充実の状況に係る区分		命令
信用金庫又は海外拠点を有しない信用金庫連合会	海外拠点を有する信用金庫連合会	

第一区分	非対象区分
国内基準に係る	国内基準に係る 単体自己資本比率 四パーセント以上
国際統一基準に	国際統一基準に係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一 単体普通出資等Tier 1比率 四・五パーセント以上 二 単体Tier 1比率 六パーセント以上 三 単体総自己資本比率 八パーセント以上
経営の健全性を確	

単体自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満	係る単体自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	保するための合理的と認められる改善計画（原則として自己資本の充実に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
一 単体普通出資等Tier 1比率 二・二五パーセント以上四・五パーセント未満		
二 単体Tier 1比率 三パーセント以上六パーセント未満		
三 単体総自己資本比率 四パーセント以上八パーセント未満		

第二区分	国内基準に係る 単体自己資本比 率 一パーセント以 上二パーセント 未満	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲 一 単体普通出 資等 Tier 1 比率 一・ 一三パーセン ト以上二・二 五パーセント 未満 二 単体 Tie r 1 比率 一 ・五パーセン ト以上三パー セント未満 三 単体総自己 資本比率 二 パーセント以	次の各号に掲げる 自己資本の充実に 資する措置に係る 命令 一 自己資本の充 実に係る合理的 と認められる計 画の提出及びそ の実行 二 配当又は役員 賞与の禁止又は その額の抑制 三 総資産の圧縮 又は増加の抑制 四 取引の通常の 条件に照らして 不利益を被るも のと認められる 条件による預金 又は定期積金の 受入れの禁止又 は抑制
------	---	--	---

	<p>国内基準に係る 単体自己資本比 率</p> <p>○パーセント以 上パーセント 未満</p>	<p>国際統一基準に 係る単体自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲</p> <p>一 単体普通出 資等Tier 1比率 ○パ ーセント以上 一・一三パー セント未満</p> <p>二 単体Tier 1比率 ○</p>	<p>五項の規定によ り行う業務の縮 小又は新規の取 扱いの禁止</p> <p>八 その他金融庁 長官が必要と認 める措置</p> <p>自己資本の充実、 大幅な業務の縮小 、合併又は金庫の 事業の一部の廃止 等の措置のいずれ かを選択した上 当該選択に係る措置 を実施することの 命令</p>
--	---	---	---

	第三区分
	国内基準に係る 単体自己資本比 率 ○パーセント未 満
パーセント以 上・五パー セント未満 三 単体総自己 資本比率 ○ パーセント以 上二パーセン ト未満	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率のうち次 の各号に掲げる 比率の区分に応 じ、当該各号に 定める範囲 一 単体普通出 資等Tier 1比率 ○パ ーセント未満 二 単体Tier 1比率 ○ パーセント未 満
業務の全部又は一 部の停止の命令	

非対象区分	国内基準に係る 単体自己資本比 率 四パーセント以 上	信用金庫又は海 外拠点を有しな い信用金庫連合 会	海外拠点を有す る信用金庫連合 会	命 令
	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率のうち次 のイからハまで に掲げる比率の 区分に応じ、当 該イからハまで			

一 単体自己資本比率（第六項に規定する単体自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

（新設）

三 単体総自己 資本比率 ○ パーセント未 満

第一区分	
国内基準に係る 単体自己資本比 率 二パーセント以 上四パーセント 未満	
国際統一基準に 係る単体自己資 本比率のうち次 のイからハまで に掲げる比率の 区分に応じ、当 該イからハまで に定める範囲	に定める範囲 イ 単体普通出 資等Tier 1比率 四・ 五パーセント 以上 ロ 単体Tie r1比率 六 パーセント以 上 ハ 単体総自己 資本比率 八 パーセント以 上
経営の健全性を確 保するための合理 的と認められる改 善計画（原則とし て自己資本の充実 に係る措置を含む ものとする。）の 提出の求め及びそ	

	第二区分
	国内基準に係る 単体自己資本比 率
イ 単体普通出 資等 Tier 1 比率 二・ 二五パーセン ト以上四・五 パーセント未 満	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率のうち次 のイからハまで に掲げる比率の
ロ 単体 Tier 1 比率 三 パーセント以 上六パーセン ト未満 ハ 単体総自己 資本比率 四 パーセント以 上八パーセン ト未満	次に掲げる自己資 本の充実に資する 措置に係る命令（ 海外拠点を有する 信用金庫連合会に
	上二パーセント 以上二パーセント

未満

区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲	あつてはロに掲げる命令を除く。）
イ 単体普通出資等Tier 1比率 一・一三パーセント以上二・二五パーセント未満	イ 自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行
ロ 単体Tier 1比率 一・五パーセント以上三パーセント未満	ロ 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制
ハ 総資産の圧縮又は増加の抑制	
ニ 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制	
ホ 一部の事務所における業務の縮小	

へ 一部の従たる
事務所の廃止
ト 法第五十三条
第一項及び第二
項の規定により
行う業務に付随
する同条第三項
各号に掲げる業
務その他の業務
若しくは同条第
六項の規定によ
り行う業務又は
第五十四条第一
項から第三項ま
での規定により
行う業務に付随
する同条第四項
各号に掲げる業
務その他の業務
若しくは同条第
五項の規定によ
り行う業務の縮
小又は新規の取

	第二区分の	国内基準に係る 単体自己資本比 率	扱いの禁止 チ 其他金融庁 長官が必要と認 める措置
二	○パーセント以 上パーセント 未満	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率のうち次 のイからハまで に掲げる比率の 区分に応じ、当 該イからハまで に定める範囲 イ 単体普通出 資等Tier 1比率 ○パ ーセント以上 一・一三パー セント未満 ロ 単体Tier 1比率 ○パ ーセント以 上一・五パー	自己資本の充実、 大幅な業務の縮小 、合併又は金庫の 事業の一部の廃止 等の措置のいずれ かを選択した上 当該選択に係る措置 を実施することの 命令

	第三区分
	国内基準に係る 単体自己資本比 率 ○パーセント未 満
セント未満 ハ 単体総自己 資本比率 ○ パーセント以 上二パーセン ト未満	国際統一基準に 係る単体自己資 本比率のうち次 のイからハまで に掲げる比率の 区分に応じ、当 該イからハまで に定める範囲 イ 単体普通出 資等Tier 1比率 ○パ ーセント未満 ロ 単体Tier 1比率 ○ パーセント未 満
業務の全部又は一 部の停止の命令	満 パーセント未 満

		ハ 単体総自己 資本比率 ○ パーセント未 満	
自己資本の充実の状況に係る区分	命 令	第七項に規定する単体資本バツフアー比率を指標とする区分	
資本バツフアー非対象区分	単体資本バツフアー比率が最低単体資本バツフアー比率以上である場合	外部流出制限計画（外部流出額の制限に係る内容（調整税引後利益の六十パーセントの額から、その事業年度において既に支出した外部流出額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として外部流出額を制限	
資本バツフアー第一区分	単体資本バツフアー比率が最低単体資本バツフアー比率の四分の三の比率以上最低単体資本バツフアー比率未満		

（新設）

分 アー第三区 資本バツフ	分 アー第二区 資本バツフ	
単体資本バツフ アー比率が最低 単体資本バツフ アー比率の四分	単体資本バツフ アー比率が最低 単体資本バツフ アー比率の二分 の一の比率以上 最低単体資本バ ツフアー比率の 四分の三の比率 未満である場合	満である場合
外部流出制限計画（外部流出額の 制限に係る内容（調整税引後利益 の二十パーセントの額から、その 事業年度において既に支出した外	外部流出制限計画（外部流出額の 制限に係る内容（調整税引後利益 の四十パーセントの額から、その 事業年度において既に支出した外 部流出額を控除した額（当該額が 零を下回る場合には、零とする。 ）を上限として外部流出額を制限 する内容をいう。）を含む単体資 本バツフアー比率を回復するため の合理的と認められる改善計画を いう。）の提出の求め及びその実 行の命令	する内容をいう。）を含む単体資 本バツフアー比率を回復するため の合理的と認められる改善計画を いう。）の提出の求め及びその実 行の命令

	一の比率以上 最低単体資本バ ッフ ツ 二分の一の比率 未満である場合	部流出額を控除した額（当該額が 零を下回る場合には、零とする。 ）を上限として外部流出額を制限 する内容をいう。）を含む単体資 本バツフアー比率を回復するため の合理的と認められる改善計画を いう。）の提出の求め及びその実 行の命令
資本バツフ アー第四区 分	単体資本バツフ アー比率が最低 単体資本バツフ アー比率の四分 の一の比率未満 である場合	外部流出制限計画（外部流出額を 零に制限する内容を含む単体資本 バツフアー比率を回復するための 合理的と認められる改善計画をい う。）の提出の求め及びその実行 の命令

2

銀行法第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を含む。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり（第二号に掲げる区分にあつては、次項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社

2

銀行法第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等を含む。以下この項及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。

。等の自己資本の充実の状況に係る区分に係るものに限る。）とする

		自己資本の充実の状況に係る区分	命 令
	信用金庫及びその子会社等又は海外拠点を有しない信用金庫連合会社及びその子会社等	海外拠点を有する信用金庫連合会社及びその子会社等	
非対象区分	国内基準に係る連結自己資本比率 四パーセント以上	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲 一 連結普通出資等Tier 1比率 四・五パーセント	

	第一区分
	国内基準に係る連結自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満
<p>以上</p> <p>二 連結Tier 1比率 六パーセント以上</p> <p>三 連結総自己資本比率 八パーセント以上</p>	<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p> <p>一 連結普通出資等Tier 1比率 二・二五パーセント以上四・五パーセント未満</p>
	<p>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として自己資本の充実に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令</p>

	<p>第二区分</p>	
<p>国内基準に係る連結自己資本比率</p>	<p>率 一パーセント以上二パーセント未満</p>	
<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲</p>	<p>一 連結普通出資等Tier 1比率 一・一三パーセント未満</p>	<p>二 連結Tier 1比率 三パーセント以上六パーセント未満</p>
<p>次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令</p>	<p>一 自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</p>	<p>三 連結総自己資本比率 四パーセント以上八パーセント未満</p>
<p>賞与の禁止又は</p>	<p>二 配当又は役員</p>	<p>満</p>

ト以上二・二	その額の抑制
五。パーセント未満	三 総資産の圧縮又は増加の抑制
二 連結Tie r1比率 一	四 取引の通常の場合に照らして
・五パーセント以上三パーセント未満	不利益を被るものと認められる条件による預金
三 連結総自己資本比率 二	又は定期積金の受入れの禁止又は抑制
パーセント以上四パーセント未満	五 一部の事務所における業務の縮小
ト未満	六 一部の従たる事務所の廃止
	七 子会社等の業務の縮小
	八 子会社等の株式又は持分の処分
	九 法第五十三条第一項及び第二

項の規定により
行う業務に付随
する同条第三項
各号に掲げる業
務その他の業務
若しくは同条第
六項の規定によ
り行う業務又は
第五十四条第一
項から第三項ま
での規定により
行う業務に付随
する同条第四項
各号に掲げる業
務その他の業務
若しくは同条第
五項の規定によ
り行う業務の縮
小又は新規の取
扱いの禁止
十 その他金融庁
長官が必要と認
める措置

二 第二区分の	国内基準に係る連結自己資本比率	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次の各号に掲げる比率の区分に応じ、当該各号に定める範囲	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は金庫の事業の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施することの命令
	○パーセント以上パーセント未満	一 連結普通出資等Tier 1比率 ○パーセント以上一・一三パーセント未満	
		二 連結Tier 1比率 ○パーセント以上一・五パーセント未満	
		三 連結総自己資本比率 ○パーセント以上二パーセント未満	

一 第十一項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

(新設)

	第三区分	国内基準に係る連結自己資本比率	
	率	〇パーセント未満	
	満		
	一 連結普通出資等Tier 1比率	〇パーセント未満	業務の全部又は一部の停止の命令
	二 連結Tier 1比率	〇パーセント未満	
	三 連結総自己資本比率	〇パーセント未満	
	満		
	ト	未	満

<p>自己資本の充実の状況に係る区分</p>	<p>信用金庫及びその子会社等又は海外拠点を有しない信用金庫連合会及びその子会社等</p>	<p>非対象区分 国内基準に係る連結自己資本比率 四パーセント以上</p>
<p>命 令</p>	<p>海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等</p>	<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ 連結普通出資等Tier 1比率 四・五パーセント以上</p>

	第二区分
	国内基準に係る連結自己資本比率 二パーセント以上四パーセント未満
ロ 連結Tier 1 比率 六パーセント以上 ハ 連結総自己資本比率 八パーセント以上	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲イ 連結普通出資等Tier 1 比率 二・二五パーセント以上四・五パーセント未
	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として自己資本の充実に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令

	第二区分
	国内基準に係る連結自己資本比率 一パーセント以上二パーセント未満
<p>満</p> <p>ロ 連結Tier 1 比率 三</p> <p>パーセント以上六パーセント未満</p> <p>ハ 連結総自己資本比率 四</p> <p>パーセント以上八パーセント未満</p>	<p>国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲</p> <p>イ 連結普通出資等Tier 1 比率 一</p>
	次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令（海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等にあつてはロに掲げる命令を除く。） <p>イ 自己資本の充実に係る合理的と認められる計</p>

一三パーセン ト以上二・二	五パーセン ト	未満	連結Tie	r1比率 一	・五パーセン	ト以上三パー	セント未満	ハ 連結総自己	資本比率 二	パーセント以	上四パーセン	ト未満	画の提出及びそ の実行	ロ 配当又は役員 賞与の禁止又は その額の抑制	ハ 総資産の圧縮 又は増加の抑制	ニ 取引の通常の 条件に照らして 不利益を被るも のと認められる 条件による預金 又は定期積金の 受入れの禁止又 は抑制	ホ 一部の事務所 における業務の 縮小	ヘ 一部の従たる 事務所の廃止	ト 子会社等の業 務の縮小	チ 子会社等の株
------------------	------------	----	-------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	-----	----------------	-------------------------------	---------------------	---	---------------------------	--------------------	------------------	----------

式又は持分の処
分
リ 法第五十三条
第一項及び第二
項の規定により
行う業務に付随
する同条第三項
各号に掲げる業
務その他の業務
若しくは同条第
六項の規定によ
り行う業務又は
第五十四条第一
項から第三項ま
での規定により
行う業務に付随
する同条第四項
各号に掲げる業
務その他の業務
若しくは同条第
五項の規定によ
り行う業務の縮
小又は新規の取

	第二区分の	国内基準に係る 連結自己資本比 率	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 のイからハまで に掲げる比率の 区分に応じ、当 該イからハまで に定める範囲 に定める範囲 イ 連結普通出 資等Tier 1比率 ○パ ーセント以上 一・一三パー セント未満 ロ 連結Tie r1比率 ○ パーセント以 上 一・五パー	二
国内基準に係る 連結自己資本比 率	国際統一基準に 係る連結自己資 本比率のうち次 のイからハまで に掲げる比率の 区分に応じ、当 該イからハまで に定める範囲 に定める範囲 イ 連結普通出 資等Tier 1比率 ○パ ーセント以上 一・一三パー セント未満 ロ 連結Tie r1比率 ○ パーセント以 上 一・五パー	自己資本の充実、 大幅な業務の縮小 、合併又は金庫の 事業の一部の廃止 等の措置のいずれ かを選択した上 該選択に係る措置 を実施することの 命令	扱いの禁止 又 其他金融庁 長官が必要と認 める措置	国内基準に係る 連結自己資本比 率

	第三区分	国内基準に係る連結自己資本比率	業務の全部又は一部の停止の命令
	満	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲	国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲
	○	資等Tier 1比率	ハ 連結総自己資本比率
	○	ロ 連結Tier 1比率	○ パーセント以上二パーセント未満
	○	満	○ パーセント未満

				ハ 連結総自己 資本比率 ○ パーセント未 満	
二 第十二項に規定する連結資本バッファアール比率を指標とする区分					
自己資本の充実に係 る区分	資本バッファ アール非対象 区分	連結資本バッファ アール比率が最低 連結資本バッファ アール比率以上で ある場合	連結資本バッファ アール比率が最低 連結資本バッファ アール比率以上で ある場合	命 令	
資本バッファ アール第一区 分	連結資本バッファ アール比率が最低 連結資本バッファ アール比率の四分 の三の比率以上 最低連結資本バ ッファアール比率未	外部流出制限計画（外部流出額の 制限に係る内容（調整税引後利益 の六十パーセントの額から、その 連結会計年度（連結財務諸表の作 成に係る期間をいう。以下同じ。 ）において既に支出した外部流出 額を控除した額（当該額が零を下			

（新設）

<p>資本バツフ アー第三区</p>	<p>資本バツフ アー第二区 分</p>	
<p>連結資本バツフ アー比率が最低</p>	<p>連結資本バツフ アー比率が最低 連結資本バツフ アー比率の二分 一の比率以上 最低連結資本バ ツフアー比率の 四分の三の比率 未満である場合</p>	<p>満である場合</p>
<p>外部流出制限計画（外部流出額の 制限に係る内容（調整税引後利益</p>	<p>外部流出制限計画（外部流出額の 制限に係る内容（調整税引後利益 の四十パーセントの額から、その 連結会計年度において既に支出し た外部流出額を控除した額（当該 額が零を下回る場合には、零とす る。）を上限として外部流出額を 制限する内容をいう。）を含む連 結資本バツフアー比率を回復する ための合理的と認められる改善計 画をいう。）の提出の求め及びそ の実行の命令</p>	<p>回る場合には、零とする。）を上 限として外部流出額を制限する内 容をいう。）を含む連結資本バツ フアー比率を回復するための合理 的と認められる改善計画をいう。 ）の提出の求め及びその実行の命 令</p>

	連結資本バツフ アー比率の四分 の一の比率以上 最低連結資本バ ッフアー比率の 二分の一の比率 未満である場合	の二十パーセントの額から、その 連結会計年度において既に支出し た外部流出額を控除した額（当該 額が零を下回る場合には、零とす る。）を上限として外部流出額を 制限する内容をいう。）を含む連 結資本バツフアー比率を回復する ための合理的と認められる改善計 画をいう。）の提出の求め及びそ の実行の命令
資本バツフ アー第四区 分	連結資本バツフ アー比率が最低 連結資本バツフ アー比率の四分 の一の比率未満 である場合	外部流出制限計画（外部流出額を 零に制限する内容を含む連結資本 バツフアー比率を回復するための 合理的と認められる改善計画をい う。）の提出の求め及びその実行 の命令

3 第一項第一号及び前項第一号に掲げる表中「海外拠点」とは、外国に所在する従たる事務所又は法第五十四条の二十三第一項第六号に掲げる会社（信用金庫連合会の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

3 前二項の表中「海外拠点」とは、外国に所在する従たる事務所又は法第五十四条の二十三第一項第六号に掲げる会社（信用金庫連合会の子会社であるものに限る。）であつて、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。

4 第一項第一号及び第二項第一号に掲げる表中「国内基準」とは、銀行法第十四条の二各号に掲げる基準（以下この条において「自己資本比率基準」という。）のうち信用金庫又は海外拠点（前項に規定する海外拠点をいう。次項において同じ。）を有しない信用金庫連合会に係るものをいう。

5 第一項第一号及び第二項第一号に掲げる表中「国際統一基準」とは、自己資本比率基準のうち海外拠点を有する信用金庫連合会に係るものをいう。

6 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バッファー比率以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十一項及び第十二項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

7 第一項第二号に掲げる表中「単体資本バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

8 第一項第二号に掲げる表中「最低単体資本バッファー比率」とは、銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式において、単体資本バッファー比率（前項に規定する単体資本バッファー比率

4 第一項及び第二項の表中「国内基準」とは、銀行法第十四条の二各号に掲げる基準（以下この条において「自己資本比率基準」という。）のうち信用金庫又は海外拠点（前項に規定する海外拠点をいう。次項において同じ。）を有しない信用金庫連合会に係るものをいう。

5 第一項及び第二項の表中「国際統一基準」とは、自己資本比率基準のうち海外拠点を有する信用金庫連合会に係るものをいう。

6 第一項の表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいう。次項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

（新設）

（新設）

をいう。)について指標となる一定水準の比率をいう。

9| 第一項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、信用金庫連合会における次に掲げる事由(単体普通出資等Tier1比率(第六項に規定する単体普通出資等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。)を減少させるものに限る。)に係る額の合計額(特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。)をいう。

一 剰余金の配当

二 普通出資持分の自己取得

三 その他Tier1資本調達手段(第六項に規定する単体Tier1比率に算入できる資本調達手段をいい、単体普通出資等Tier1比率に算入できる資本調達手段を除く。)に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

四 当該信用金庫連合会の役員及び経営上重要な職員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

五 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

10| 第一項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画(同表各項(資本バッファ―非対象区分の項を除く。))命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。)の実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する外部流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額を

(新設)

(新設)

いう。

11| 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファ率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

12| 第二項第二号に掲げる表中「連結資本バッファ率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

13| 第二項第二号に掲げる表中「最低連結資本バッファ率」とは、銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、連結資本バッファ率（前項に規定する連結資本バッファ率をいう。）について指標となる一定水準の比率をいう。

14| 第二項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、信用金庫連合会及びその子会社等（当該信用金庫連合会及びその子会社等の連結自己資本比率（第十一項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり当該信用金庫連合会の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Tier1比率（第十一項に規定する連結普通出資等Tier1比率をいう。以下この項において同

7| 第二項の表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

（新設）

（新設）

（新設）

じ。)を減少させるものに限る。)に係る額(当該信用金庫連合会及びその子会社等相互間の流出額を除く。)の合計額(特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。)をいう。

一 剰余金の配当

二 普通出資持分の自己取得又は信用金庫連合会の子会社等の自己株式(信用金庫連合会の子会社等(会社に限る。次号において同じ。))が有する自己の株式をいう。)の取得(取得請求権付株式(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。)及び取得条項付株式(同条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。)の取得、同法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等(同項に規定する金銭等をいう。)の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同項各号(第八号を除く。)に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者(同項に規定する業務執行者をいう。))が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。)

三 連結普通出資等Tier1比率に算入できる株式に係る自己新株予約権(信用金庫連合会の子会社等が有する自己の新株予約権をいう。)の取得

四 其他Tier1資本調達手段（第十一項に規定する連結Tier1比率に算入できる資本調達手段をいい、連結普通出資等Tier1比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

五 当該信用金庫連合会の役員及び経営上重要な職員並びに当該信用金庫連合会の子会社等（主要なものに限る。）の経営上重要な役員及び職員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

六 その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

15) 第二項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同表各項（資本バツファ―非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する外部流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

第四条 金庫が、その自己資本比率（単体自己資本比率又は連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率を当該金庫

（新設）

第四条 金庫が、その自己資本比率（前条第六項に規定する単体自己資本比率又は同条第七項に規定する連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項又は第二項の表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その

又は当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該金庫について、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項（単体自己資本比率に係る部分に限る。）又は第二項（連結自己資本比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

2 前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分に該当する金庫の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一～三 （略）

3 前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分以外の

自己資本比率を当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該金庫について、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項又は第二項のとおりとする。

2 前条第一項又は第二項の表の第三区分に該当する金庫の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一～三 （略）

3 前条第一項又は第二項の表の第三区分以外の区分に該当する金庫

区分に該当する金庫の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 信用金庫が預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行った同条第一項に規定する救済金融機関又は同法第二百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行った同条第一項に規定する特定救済金融機関等に該当する場合には、当該信用金庫について、当該信用金庫が該当する前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該信用金庫又は当該信用金庫及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

第五条 信用金庫連合会は、外部流出制限計画（第三条第一項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令の欄又は同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バツファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する外部流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度

の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項又は第二項の表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 信用金庫が預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行った同条第一項に規定する救済金融機関又は同法第二百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行った同条第一項に規定する特定救済金融機関等に該当する場合には、当該信用金庫について、当該信用金庫が該当する前条第一項又は第二項の表の区分に応じた命令は、当該信用金庫又は当該信用金庫及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

（新設）

に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（銀行法第十九条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した資本バッファー比率に対応する第三条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（これらの表の資本バッファー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バッファー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該信用金庫連合会は、業務報告書に記載した資本バッファー比率に係る区分に係る外部流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該信用金庫連合会について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バッファー比率に係る区分に掲げる命令とする。